

4 遺言執行業務

司法書士は、遺言書作成(自筆証書、公正証書)のサポートをはじめ、遺言執行者としての業務もおこないます。

遺言者の効力は、遺言者(遺言を残した方)がお亡くなりになった時に発生します。遺言書で遺言執行者を指定していた場合には、その遺言執行者が、遺言の内容を実現させるために一切の法律行為及び次の各種手続きをおこないます。

(例)不動産の登記手続き及び引渡し、株式の名義書換え、預貯金の払戻し、生命保険金の受取人の指定・変更、祭祀承継者の指定、その他遺言の内容を実現するための裁判手続きなどがあります。

不動産や株式(会社承継)、預貯金などの財産について、遺言書(遺言者の想い)を残すことにより、将来の相続手続きがスムーズとなります。当法人では、ご相談から遺言書作成、最終的な遺言の実現までサポート致します。



5 任意売却業務

収入が減って今後の住宅ローンの返済が厳しくなりそう。またはすでに返済が滞っている。といった場合、不動産競売(強制執行)にかけられる前の段階で、金融機関など債権者と協議や調整を行い、担保(抵当権)の付いた住宅(不動産)を第三者へ売却し、担保付債権(住宅ローン)の整理・返済をおこなうことを任意売却といいます。競売等と比べて一般的に高額で売却できるのが特徴です。

司法書士は、債務者などの当事者からご依頼を受け、金融機関、サービサー、保証会社等の利害関係者との調整及び他の専門家(税理士、宅地建物取引士、ほか)と連携し、任意売却業務のサポートもおこなっております。

事前のご相談から対応致しております。



那覇オフィス



〒902-0068 沖縄県那覇市真嘉比1-16-7

TEL 098-963-9663 FAX 098-963-9669

mail:naha@roacc.jp

糸満オフィス



〒901-0302 沖縄県糸満市字潮平707-1

TEL 098-851-8755 FAX 098-851-8977

mail:itoman@roacc.jp

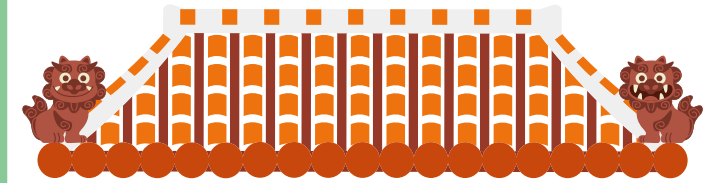
浦添オフィス



〒901-2126 沖縄県浦添市宮城4-1-5

TEL 098-874-2680 FAX 098-874-2602

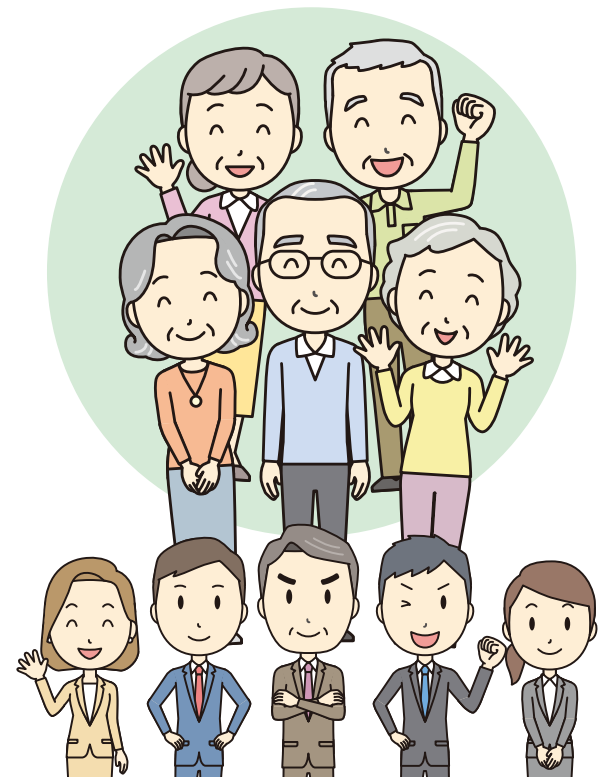
mail:urasoe@roacc.jp



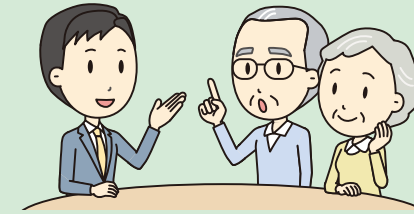
相談してみませんか？

財産管理のこと

大切な財産を守るため
経験を活かした支援を行います。



司法書士は、法令(司法書士法第29条、同施行規則第31条)に基づき、次の財産管理等の業務をおこなうことができます。
当法人でも同法令に基づく財産管理等の業務を取り扱っております。



1 成年後見業務(後見・保佐・補助)

高齢や知的機能の障がいなどで判断能力に衰えるある方のために、家庭裁判所から選ばれた後見人、保佐人、補助人(判断能力の程度によって3種類あります)が、ご本人(判断能力に衰えるある方)に代わって、各種契約(売買、施設入所等)、相続手続き、預貯金の管理等の財産管理一切をおこないます。

この成年後見制度は、家庭裁判所の後見開始の審判によりスタートし、ご本人がお亡くなりになった時に終了します。

当法人では、後見開始の申立てから後見人就任及びその後の業務まで対応しております(注:成年後見人等の選任は、原則、家庭裁判所の裁量で決まります。申立人の希望どおり選任されない場合もございます)。

高齢化社会・認知症



2 任意後見業務

任意後見とは、ご本人がお元気(判断能力が衰える前)なうちに、信用できる方(親族や専門家等)と任意後見契約を締結し、将来の財産管理等を事前にお任せする制度です。

この任意後見契約は公正証書で作成する必要があります。任意後見の効力はご本人の判断能力が衰え、家庭裁判所が任意後見監督人(任意後見人を監督する方)を選任した時からスタートし、ご本人がお亡くなりになった時に終了します。

なお、任意後見人は、あらかじめ任意後見契約で定められた内容の財産管理等をおこないます。

別途、任意後見契約と併せて、ご本人がお亡くなりになった後のお葬式の手配、病院や施設等の事後処置手続きなどを事前に定めておく事ができる死後事務委任契約も有用です。詳しいことは一度ご相談下さい。



後継人手続き



銀行



不動産

3 不在者・相続財産管理人

相続手続きをすすめたいが相続人の中に行方不明者がいて困っている。隣の土地を買い受けたいが土地所有者は亡くなっていてその相続人(子や兄弟姉妹等)もいない様子。といった相談事例が年々増えています。

このようなときは、家庭裁判所にて不在者又は相続財産管理人の選任申立てをおこない、その財産管理人が不在者(行方不明者)や相続人のいない方に代わって財産の管理や処分等をおこないます。

司法書士も家庭裁判所の審判により、その不在者財産管理人又は相続財産管理人に就任し、相続手続き(遺産分割手続き等)や不動産の売却等をおこなうことができます。



相続人不明



裁判所